

議案第138号

大阪市教育委員会委員の定数に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市教育委員会委員の定数に関する条例（平成12年大阪市条例第76号）の一部を次のように改正する。

本則中「6人」を「5人」に改める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

平成27年2月24日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

教育委員会委員の定数を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市教育委員会委員の定数に関する条例（抄）

本市の教育委員会委員の定数は、6人とする。  
5人